

随意契約結果(業務委託)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	地域子育て支援拠点事業(民間分)に係る業務委託	その他	株式会社 Laulau703	2,400,000	令和1年10月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
2	愛珠幼稚園園舎修理工事報告書作成業務委託	その他	公益財団法人 文化財建造物保存技術協会	20,901,100	令和1年10月31日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
3	大阪市地域子育て支援拠点事業(つどいの広場浅香東)	その他	社会福祉法人 堺あかり会	1,600,000	令和1年12月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—

随意契約理由書

1 案件名称

平成 31 年度大阪市地域子育て支援拠点事業業務委託

2 契約の相手方

別紙 拠点委託事業者一覧（「実施形態」＝センター型、「法人名」「法人代表者名」）のとおり

3 随意契約理由

地域子育て支援拠点事業（センター型）は、地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育てのノウハウを蓄積している保育所に子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、育児不安等についての相談指導や子育てに関する情報提供や子育てについての実践指導、子育てサークルの開催など多様な子育て支援事業を実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とする。

別紙における団体は、事業開始当初から、本事業を受託し実施している実績があり、本事業についてのノウハウを有しており、本事業を委託することが最も効率的かつ効果的に本業務を遂行することができるため特名随意契約を行ってきた。

また本事業は、地域における子育て支援事業を実施しており、現行の 17 施設については、地域の子育て家庭や保護者ニーズを適確に把握しているとともに、センターを中心とするエリアにおいて子育て支援事業を計画的に進めており、地域の子育て力の強化に実績を有している。また、本事業（センター型）を運営するにふさわしい他の事業者が見当たらず、本事業を安定的かつ継続的に実施し、地域において子育て支援事業を定着させることが期待できる。

したがって、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、上記 2 の相手方と随意契約とし、業務委託契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課（電話 06-6208-8111）

6 その他

平成 31 年 3 月 20 日付 契約事務審査会において個別審議済み

随意契約理由書

1. 案件名称

愛珠幼稚園園舎修理工事報告書作成業務委託

2. 契約の相手方

公益財団法人 文化財建造物保存技術協会

3. 随意契約理由書

愛珠幼稚園は、園舎が明治34年3月に竣工した木造平屋建ての家屋で、現存する幼稚園園舎としては日本最古となっており、平成11年に大阪市指定有形文化財に指定されるとともに平成19年には国の重要文化財に指定されている。

当園舎は平成26年度から同29年度にかけて耐震改修工事を実施したが、国の重要文化財に位置付けられているため、一般的な建築技術に加えて文化財の保存措置に必要な「選定保存技術」のうち、「建造物修理」「建造物木工」の二分野で認定を受け、歴史的伝統技法に対する高度な知識と豊富な経験を有している公益財団法人文化財建造物保存技術協会と設計・監理業務について随意契約を締結している。

上記工事は園舎の耐震性確保を目的に着手したが、園舎の劣化状況から保存修理の追加工事を実施したため、文化庁からの指導により修理工事報告書の作成が必要になった。修理工事報告書は、重要文化財の修理（改修）等の履歴を後世に残すために事業者（大阪市）が作成するもので、建造物の概要・修理（改修）事業の概要・仕様・調査事項・文献・写真等で構成されており、重要文化財保存修理事業における修理工事報告書の作成を行うための知識と経験が必要である。

平成28年度から平成29年度にかけて、保存修理工事の写真撮影（別途業務委託を締結）を終えており、本業務委託についてはその写真を活用した修理工事報告書を作成し、国立図書館その他教育機関等に配布することにより、重要文化財の保存修理内容を広く知らしめ、後世に残す資料として必要とされているものである。

今回の業務についても、重要文化財の保存・修理事業に対する高度な知識と豊富な経験を有し、上記工事の設計・監理に携わり、工事の概要・仕様を十分把握している上記協会でなければ、修理工事報告書作成業務を遂行することができない。

以上の理由により上記協会と随意契約を締結する。

4. 根拠法令

地方自治法令施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

こども青少年局 企画部 経理・企画課 管財・施設グループ
(電話番号 06-6208-8168)

随意契約理由書

1 案件名称

平成 31 年度大阪市地域子育て支援拠点事業業務委託

2 契約の相手方

別紙「地域子育て支援拠点事業委託事業者一覧」（「実施形態」＝ひろば型、「法人名」「法人代表者名」）のとおり

3 随意契約理由

近年の少子化や核家族化の進行に伴う家族形態の変化等により、子育てに関する相談相手がおらず、子育てについて不安感や負担感を抱く保護者が増えている。本市では、安心して子どもを生育させることができる環境づくりを社会全体で取り組むことを目的として「大阪市次世代育成支援行動計画」を策定し、各種の子育て支援施策を積極的に推進しているところである。

その一環として、大阪市が実施主体となり、主に子育て家庭の親とそのこども（概ね 3 歳未満の児童及び保護者）が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、交流を図り、育児相談などを行う場を身近な地域に設置することにより、子育て中の親の子育てへの負担感の緩和を図り、安心して子育て・子育てができる環境を整備し、もって、地域の子育て支援機能の充実を図ることを目的として「地域子育て支援拠点事業」を実施している。

委託事業者の選定については、単に価格による競争入札によるものではなく、その事業内容の実施にあたって市民ニーズを的確に把握し、その地域に見合った市民サービスを実施するため、公募型プロポーザル方式により「大阪市地域子育て支援拠点事業委託事業者等選定会議」において意見聴取を行い、請負業者の選定を行っている。

本事業は、「大阪市こども・子育て支援計画」により、平成 31 年度までに 129 か所で事業を実施することを目標に取り組んでおり、現在の実施施設での事業規模を維持した上で、さらに実施施設を拡充していくことが必要である。

そのため、平成 30 年度まで本事業を実施してきた施設のうち 30 施設（別紙「子育て支援拠点事業委託事業者一覧」（ひろば型・継続特名）参照）について、日常運営状況等の把握を行い、事業検証を行った結果、当該地域の子育て家庭のニーズを十分に把握し、利用者の意に沿った事業を展開していることが評価できたため、本事業を安定的かつ継続的に実施できるものであり、他の事業者よりも提供される市民サービスの質・量ともに充実することが期待できる。

また、平成 31 年 4 月の新規開設にかかる公募型プロポーザルにおいて選定された 19 施設（別紙「子育て支援拠点事業委託事業者一覧」（ひろば型・公募プロポーザル）参照）については、これまでの子育て支援事業に取り組んできた経験と実績を活かした提案があり、外部委員の意見聴取を経て、決定した事業者であることから、市民サービスの質・量ともにより充実することが期待できる。

したがって、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、上記の相手方と随意契約とし、業務委託契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課（電話 06-6208-8111）

6 その他

平成 31 年 3 月 20 日付 契約事務審査会において個別審議済み